京都市立西総合支援学校校舎等整備工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザル

評価要領

１　評価基準

評価の項目，配点及び基準は，別表による。

２　評価の方法

⑴　「京都市立西総合支援学校校舎等整備工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に基づく参加資格の確認の結果，参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）を対象に，「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱」（以下「委員会設置要綱」という。）第６条に規定する設計業務受託候補者選定部会（以下「選定部会」という。）が審査する。

⑵　選定部会は，参加有資格者から提出された技術提案書の第１号様式から第６号様式までについて書面審査を行い，その総合評価点により，優先交渉権第１順位の受託候補者１者と，次点として優先交渉権第２順位及び第３順位の者を選定する。ただし，書面審査の結果を総合的に勘案し，適切に業務が遂行できないと選定部会が認めた参加有資格者については，この限りでない。

⑶　選定部会は，技術提案書の提案内容について，別表の評価項目ごとに各委員の評価点を平均した値を合計して，参加有資格者の評価点を算出する。

⑷　評価点が同点の者が２者以上いる場合，選定部会が審議して決定する。

３　同種業務について

同種業務とは，平成２３年度以降に，学校教育法第１条に規定する学校及び児童福祉法第７条に規定する保育所，幼保連携型認定子ども園，障害児入所施設の新築，増築または改築工事の基本設計及び実施設計業務を元請として受注した実績とする。

※　設計・施工一括発注方式又はPFIにおける実績については，建築基準法第６条第１項又は第１８条第２項における設計者として確認できるものに限る。

※　共同企業体における実績については，代表者として受注した実績とする。

４　書面審査の日程

令和３年１２月中旬の実施を予定している。

（別表）

評　価　基　準

1　書面審査　　【１００点】

（１）設計事務所の能力，成績等　　【５点】

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
①瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況	Ａ　５千万円以上の保険加入	3	3
		Ｂ　Ａ又はＣ以外	1	
		Ｃ　保険未加入	0	
②業務成績	過去５年間の成績評定平均値※1	Ａ　７０点以上	2	2
		Ｂ　６５点以上７０点未満	1	
		Ｃ　６０点以上６５点未満	0	
		Ｄ　６０点未満	－1	

※１　本評価項目については，技術提案書の提出は求めない。平成２８年度以降に本市と直接契約（設計変更契約を含まない。）し，令和２年度までに完了した設計業務委託のうち，都市計画局公共建築部が完了検査を実施したものに関する成績評定の平均値について，小数点以下第一位を切り捨て，整数で評価する。ただし，対象となる受注実績がない場合は，Ｃ評価相当として取り扱う。

（２）管理技術者の実績等　　【２０点】

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
①業務実績の参考度	同種業務の実績の本業務への参考度※2 ・用途，延べ面積，階数	Ａ　以下の全てを満たすもの ・特別支援学校 ・延べ面積※3が１，０００㎡以上かつ階数３階以上※4	6	6
		Ｂ　延べ面積※3が１，０００㎡以上かつ階数３階以上※4	4	
		Ｃ　延べ面積※3が５００㎡以上かつ階数２階以上※4	2	
		Ｄ　上記以外	1	
		Ｅ　実績なし	0	
②業務実績の参考度	同種業務の実績の本業務への参考度※2 ・利用者の特性に応じた施設の実	Ａ　非常に参考になる	6	6
		Ｂ　参考になる	4	

	現 ・周辺景観への配慮 ・木材利用（木質化）の工夫 ・コスト削減の工夫 ・環境負荷の低減に向けた取組 ・その他本業務の参考となる事項	C　普通	2	
		D　やや参考にならない	1	
		E　参考にならない又は実績なし	0	
③ＣＰＤの取得状況	指定期間内における取得単位数	A　１２単位以上	4	4
		B　６単位以上１２単位未満	2	
		C　６単位未満	0	
④業務繁忙度	委託期間内に従事する他業務の件数	A　１件以下	4	4
		B　２件	2	
		C　３件以上	0	

※２　上記①，②において，同種業務に従事した事実の証明が確認できない場合は，実績なしとして評価する。

※３　増築及び改築工事にあっては，増築及び改築部分を対象とする。

※４　用途が複合する建築物（以下「複合建築物」という。）の場合は，同種業務に該当する部分の延べ面積とする。また，階数においては，同種業務に該当する部分が複数階にまたがるものとする。

（３）設計担当主任技術者の実績等　　【２０点】

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
① 業務実績の参考度	同種業務の実績の本業務への参考度※５ ・用途，延べ面積，階数	A　以下の全てを満たすもの ・特別支援学校 ・延べ面積※６が１，０００㎡以上かつ階数３階以上※７	6	6
		B　延べ面積※６が１，０００㎡以上かつ階数３階以上※７	4	
		C　延べ面積※６が５００㎡以上かつ階数２階以上※７	2	
		D　上記以外	1	
		E　実績なし	0	
② 業務実績の参考度	同種業務の実績の本業務への参考度※５ ・利用者の特性に応じた施設の実	A　非常に参考になる	6	6
		B　参考になる	4	

	現 ・周辺景観への配慮 ・木材利用（木質化）の工夫 ・コスト削減の工夫 ・環境負荷の低減に向けた取組 ・その他本業務の参考となる事項	C　普通	2	
		D　やや参考にならない	1	
		E　参考にならない又は実績なし	0	
③　ＣＰＤの取得状況	指定期間内における取得単位数	A　１２単位以上	4	4
		B　６単位以上１２単位未満	2	
		C　６単位未満	0	
④業務繁忙度	委託期間内に従事する他業務の件数	A　０件	4	4
		B　１件	2	
		C　２件以上	0	

※５　上記①，②において，同種業務に従事した事実の証明が確認できない場合は，実績なしとして評価する。

※６　増築及び改築工事にあっては，増築及び改築部分を対象とする。

※７　複合建築物の場合は，同種業務に該当する部分の延べ面積とする。また，階数においては，同種業務に該当する部分が複数階にまたがるものとする。

（４）業務実施の方針，体制等　　【５０点】

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
①業務の実施方針・進め方・体制	・業務の目的，条件，内容の理解度 ・業務実施の手順，工程，ﾌﾛｰ等の妥当性 ・体制の妥当性（チームの特徴，担当者数，責任の所在等） ・提案の主体性など取組意欲 ・その他評価に値すべき事項	A　極めて評価できる	２５	２５
		B　評価できる	２０	
		C　普通	１５	
		D　やや評価できない	１０	
		E　評価できない	0	
②設計コンセプト	「京都市立西総合支援学校校舎等整備事業に係る基本計画説明書」に掲げる計画コンセプトを踏まえ，総合支援学校ならではの設計上の配慮を具体的に記載する。 提案にあたっては建設時や施設運営におけるコスト削減の考え方についても記載すること。	A　極めて評価できる	２５	２５
		B　評価できる	２０	
		C　普通	１５	
		D　やや評価できない	１０	
		E　評価できない	0	

（５）見積金額　　【５点】

評価項目	評価基準	配点	満点
見積金額※８	A=　最低金額※９以上，（最低金額＋(概算予定価格-最低金額)×1/5）未満	５	５
	B=（最低金額＋(概算予定価格-最低金額)×1/5）以上，（最低金額＋(概算予定価格-最低金額)×2/5）未満	４	
	C=（最低金額＋(概算予定価格-最低金額)×2/5）以上，（最低金額＋(概算予定価格-最低金額)×3/5）未満	３	
	D=（最低金額＋(概算予定価格-最低金額)×3/5）以上，（最低金額＋(概算予定価格-最低金額)×4/5）未満	２	
	E=（最低金額＋(概算予定価格-最低金額)×4/5）以上，概算予定価格以下	０	

※８　見積金額の評価においては，参加者の提案した見積金額が，以下に掲げる算出方法により算出した金額を下回るときは，以下に掲げる算出方法により算出した金額を参加者の見積金額とみなす。（以下「みなし見積金額」という。）

算出方法：直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×60%＋諸経費×60%(端数処理は行わない)

※９　最低金額は，本件プロポーザル参加者から提案があった見積金額のうち一番低い金額とする。ただし，みなし見積金額が含まれる場合は，見なし見積金額を最低金額とする。